

# れんしょうじ ぜんじゅうしょく せつめい 蓮生寺前住職の説明について

れんしょうじ もんとさま ちいき かた せつめい  
蓮生寺の門徒様、そして、地域の方への説明となります

いしいひろのり さま れんしょうじ ぜんじゅうよく  
石井弘宣(ひろのり)様は、蓮生寺の前住職です  
まちが すば かた かか  
間違いなく、素晴らしい方であったのにも関わらず、  
なに  
何があったのか？

れんしょうじ しんぱい おお ていねい せつめい  
蓮生寺のことで、ご心配をいただくことも多いので、丁寧に説明をさせていただ  
きます。ここに出て来られる方々は、皆様は、お寺のために生きられた方々であ  
り、人格としても素晴らしい方々です。ご安心ください。

れんしょうじ なに き いったい なに  
「蓮生寺で、何かがあった」とは、聞いているが、一体、何があったのか？  
ひやくぶん いっけん  
【百聞は一見にしかず】

つぎ しりょう み うわさ じじつ つた  
次の資料を見ていただければ、噂ではなく、事実として、お伝えできることかと  
おも とき れいわ ねん しんがた だい ば だい ば あいだ れんしょうじ  
思います。時は、令和3年、新型コロナウィルス第5波と、第6波の間に、蓮生寺  
では、このようなことが起り、このように、終わりました

いしいぜんじゅうしょく とうじ さい  
【 石井前住職 当時85歳 】

副



訴 状

令和3年11月30日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

[REDACTED]  
FD+  
印

〒 [REDACTED]

神戸市長田区若松町 [REDACTED]

原 告 石 井 弘 宣

〒 [REDACTED]

[REDACTED] • [REDACTED] 法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士

電 話

F A X

[REDACTED]

〒 653-0842

神戸市長田区水笠通4丁目4番12号

被 告 蓮生寺

代表者代表役員 尾 上 智 和

いしいぜんじゅうしょく  
 【 石井前住職 86歳 裁判の原告にて死去 】

◎ 神戸市に届出するときは届書は1通でできます。

死亡診断書(死体検案書)

この死亡診断書(死体検案書)は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	石井弘宣	①男 2女	生年月日	大正(昭和) / / 年 令和	午前・午後 時 分	← 生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコ付けて書いてください。
死亡したとき	令和 4年 10月 21日					夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
(12) (13) ルベント い。 った日 以内に い役場 出して 相当と で足り	死亡したところ 及びその種別	死亡したところ (死亡したところの種別1~5) 施設の名称		介護医療院・介護老人保健施設	4 助産所	← 「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
	死亡の原因	I ◆【I欄、II欄とともに疾患の終末期の状態としての心不	(ア)直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(ア)の原因	癌	発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 △年月日等の	死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。
						傷病名等は、日本語で書いてください。 I欄では、各傷病について発病の型(例:急性)、病因(例:病原体名)、部位

令和6年2月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年

口頭弁論終結日 令和5年11月22日

判

決

原 告

亡石井弘宣訴訟承継人

同訴訟代理人弁護士

10

被 告

蓮 生 寺

同代表者代表役員

尾 上 智 和

同訴訟代理人弁護士

同

主 文

15

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

# げんこくかわ れんしょうじ たい わかい ていあん 原告側から蓮生寺に対しての、和解の提案について

ぜんじゅうしょく きょうだい つうちしょ ぜんじゅうしょくか ぞくさま  
令和2年8月の前住職の兄弟による通知書から、令和6年2月の前住職家族様  
が原告になられての判決、そして、令和7年12月現在まで、5年4ヶ月の間で、  
いちど れんしょうじ たい わかい ていあん なに たちば せんび  
一度も、蓮生寺に対して、和解の提案も何もございません。立場の線引きが、  
ふしそん いじょう こうどう お ようい こうどう たい せきにん  
不自然である以上、行動を起こすことは容易ですが、その行動に対する責任を  
と ぱあい こんなん けっか しせん  
取る場合は、困難となります。つまりは、この結果が、自然ということです

## こんご れんしょうじ ぜんじゅうしょく い ち 今後、蓮生寺での、前住職の位置づけについて

- ① へいせい けん お しゃさい せつめいせきにん は  
**平成14年の件に於いて、謝罪も説明責任も、果たせていない**
- ② へいせい けん お しゃさい せつめいせきにん は  
**平成24年の件に於いても、謝罪も説明責任も、果たせていない**
- ③ たび いっけん お しゃさい わかい ていあん おこな  
**この度の一件に於いても、謝罪も、和解の提案も、行えていない**

いじょう てん わたし たび ぜんじゅうしょく  
以上3点について、私としては、3件ともに、この度の1件のように、前住職の  
きょうだい かか げんいん ぜんじゅうしょく めいよ まも れんしょうじ ぜんじゅうしょく めいにち  
兄弟の関わりを原因とし、前住職の名誉を守り、蓮生寺での前住職の命日の  
ほうよう はじ かんが じょうき じじつ ぞん かた  
法要を始めることも考えておりました。しかし、上記①②の事実を、ご存じの方  
じょうきょう うえ たび お じょうきょう  
も少なくない状況の上で、この度の③を起こされ、このような状況にあります。

れんしょうじ なか い ち れんしょうじ ぜんじゅうしょく いしき か  
蓮生寺の中での位置づけについては、蓮生寺の前住職という意識で、変わり  
こじんこじん うやま れんしょうじ はんだん なが そんちょう  
はないが、個人個人としての敬いとなり、蓮生寺としては、次の項目が、社会的  
もっと すじ とお なが なが そんちょう  
にも最も、筋が通っている流れと判断し、その流れを尊重することとなります

# 前住職を弔う、仏事について

- ① 前住職の最後の社会的立場は、前住職ではなく、蓮生寺に裁判を起こし、裁判を取り下げなかった、原告
- ② 原告のままで亡くなり、他のお寺様で、葬儀をされています
- ③ 現在は、葬儀から、3年以上が経ちます
- ④ 現在に至るまで、一度も、原告側からの、謝罪はありません
- ⑤ 前住職の仏事は、三回忌法要まで全ての法要を、葬儀を行ったお寺様で、行われています
- 以上のことから、前住職を含め、前住職の家族様は、御葬儀をされたお寺様の門徒(檀家)として考えることが、社会的にも自然であり、蓮生寺としては残念ではありますが、これを区切りに、社会的な流れを尊重してまいります

## 以上

「前住職が原告」という、前代未聞で、理解が難しいお話でしたが、無事に終わりました。そして、今後は、「この方々」が、

■ 原告となった親族様は、蓮生寺ではないお寺様の門徒様

として、尊重することとなりました。そして、原告のご親族におられる一名の僧侶に関して、すでに「僧侶活動の停止」を、法的に通知しており、やがては、原告方の中からは、僧侶が一人もおられない。という流れとなります

# さいごに

また、蓮生寺は「裁判」が初めてでした。門徒様方がその間、見守り、お支えいただいたこと、嬉しかったです。そして、門徒様の代表である、役員の方々は、特に、相手の弁護士様が、日本弁護士連合会の副会長という、本気度の高い方々と直接、対峙をしていただこととなりました。当時は、弁護士様と、縁の無かった蓮生寺であったにも関わらず、勇気を持って、大役を、お引き受けいただいた上に、蓮生寺を守り切っていただきました。前住職に代わり、感謝を伝えさせていただきます。ありがとうございました。合掌

蓮生寺住職 尾上智和